（一社）日本姿勢構造機構会員　途中退会規約

■途中退会が認められる会員  
（1）月会費の滞納がない方  
（2）免状入会期間が1年間以上経過している方  
（3）主たる居住地域が日本国外となり、会員サービスの利用が著しく困難となった方  
（4）疾病・負傷となり、会員サービスの利用が著しく困難となった方  
※（3）､（4）については、いずれかひとつ  
※上記理由以外での途中退会は一切認められません。

■途中退会申請に関する必要書類  
当機構指定の「途中退会申請書」および、事由に基づく書類

■月会費および手数料  
お支払いいただいた月会費のご返金は一切しておりません。

■途中退会後の会員権利について  
途中退会後は、当機構が提供する会員権利（商標利用／講師活動など）免状失効となります。

■その他注意事項  
本規約に同意のうえ、途中退会申請書をご提出ください。  
申請書が届きましたら、必ず「申請書受理」のご連絡をいたします。  
申請書の送付後、5日以上経過しても「受理のお知らせ」が届かない場合は、  
申請書を受理していない可能性がございますので、必ず、事務局までご連絡ください。  
途中退会後に再入会をする場合は、改めて入会申込書をご提出いただく必要がございます。  
途中退会後の再入会は、再入会時に提示している入会条件でのご入会となります。  
途中退会の正式な受付は、申請書受理および、違約金のご入金確認後となります。

■途中退会のお手続き方法 ＜郵送のみとなります＞  
途中退会を希望する月の前々月末日必着で下記住所へお送りください。  
※例）3月1日から途中退会を希望の場合、1月末日必着でお送りいただく必要がございます。  
※提出期日を過ぎますと、ご希望月での途中退会受付ができかねますのでご注意下さい。

【郵送先】  
〒150-0002　 東京都渋谷区渋谷１－７－３　三雄ビル３Ｆ  
（一社）日本姿勢構造機構　事務局宛

（一社）日本姿勢構造機構会員　途中退会申請書

下記事由により、（一社）日本姿勢構造機構会員を途中退会したく、申請いたします。

途中退会にあたっては、規約を順守することを了承のうえ、申請いたします。

1. 退会日

２０　　 年　　 月 にて終了

※ご提出後の変更は不可となりますのでご注意ください

1. 事 由（ ✔ をつけてください。）

□疾病・事故・負傷などにより講座参加が難しくなった為

┗医師の診断書を添付してください。

□主たる居住地域が日本国外となり講座参加が難しくなった為

┗海外在住の証明を添付してください。

　　※いずれかの書類のご提出がない場合、途中退会の受付はいたしかねます。

申請日　　　20　　年　　　月　　　　日

住所：

氏名：

事務局承認日　20　　月　　日

承認者氏名：